# 浄化槽機能保証制度 関係規程集

2021年6月



公益社団法人北海道浄化槽協会

# 目 次

(全国浄化槽団体連合会関係)	
净化槽機能保証制度規約・・・・・・・・	1
净化槽機能保証制度規約施行細則•••••	
(北海道浄化槽協会関係)	
北海道浄化槽機能保証制度実施要綱・・・・	•••••• 47
北海道地方保証制度審查委員会委員会運営要	<b>受領・・・・・・・・・・・・・49</b>
(参考資料)	
浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領及び旅	<b>西行細則(一部抜粋)・・・・・・・53</b>
小型合併処理浄化槽機能保証制度の活用にて	かいて
(衛浄第24号平成5年6月14日 厚	生省生活衛生局水道環境部
<u> </u>	環境整備課浄化槽対策室長)・・・・・54
小型合併処理浄化槽の機能保証制度について	
(衛浄第 13 号平成 12 年 3 月 24 日	厚生省生活衛生局水道環境部
理	環境整備課浄化槽対策室長)・・・・・・55
小型合併処理浄化槽の機能保証制度について	
(環廃対第 109 号平成 15 年 2 月 14 日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
序	<b>発棄物対策課浄化槽推進室長)・・・・・55</b>

# 全国浄化槽団体連合会関係

浄 化 槽 機 能 保 証 制 度

関係規程(八訂版)

令和 3年 5月 26日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

# 目 次

1.	净 化 槽 機 能 保 証 制 度 規 約	1
2.	净化槽機能保証制度規約施行細則	8
3.	会員団体関係資料	4 0

#### 浄化槽機能保証制度規約

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、設置者保護の観点から、一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。)及びその正会員である団体(以下「会員団体」という。)が必要に応じた措置を講じる制度を設けることにより、浄化槽に対する信頼を確保することを目的とする。

(制度の名称)

第2条 前条の制度の名称は、浄化槽機能保証制度(以下「保証制度」という。)とする。

(保証制度の実施主体)

第3条 保証制度は、全浄連及び会員団体が実施するものとする。

(保証制度の対象となる浄化槽)

- 第4条 保証制度による保証の対象となる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)の定める「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽であって、全浄連が保証のための登録を行ったもの(以下「保証登録浄化槽」という。)とする。
- 2 保証制度の対象となる浄化槽は、新設される 5 人槽~10 人槽以下の浄化槽とする。
- 3 前項にいう浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその 附帯設備を含まない。

(保証の対象となる機能異常)

- 第5条 保証制度による保証は、浄化槽管理者からの申立てにより、保証登録浄化槽の施工に起因した漏水、破損、変形又は施行細則に掲げる機能異常を認めた場合に行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、保証制度による保証は行わないものとする。
  - 一 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
  - 二 自然災害による場合
  - 三 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
  - 四 施工基準に合致しない施工による場合
  - 五 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理若しくは通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合

六 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる経年劣化の場合

(保証制度に基づく措置)

第6条 機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて会員団体又は全浄連が講ずる措置は、当該保証登録浄化槽の機能の正常化のために必要な措置であって修補等に係るものとする。

#### 第2章 保証登録

(保証登録の申請)

- 第7条 浄化槽の保証登録は、当該浄化槽の設置等の工事を行う者(以下「浄化槽工事業者」という。)の申請に基づき、全浄連が行うものとする。
- 2 保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は、保証登録申請書又は全浄連が承認した 登録申請方法により、保証登録料を添えて、当該浄化槽が設置される会員団体に申請 しなければならない。
- 3 申請を受けた会員団体は、申請事項を確認の上これを受理し、保証登録証を当該浄化 槽工事業者に交付するとともに、申請電子データ等を全浄連に送信又は送付し、あわ せて保証登録基数に応じた保証登録料を全浄連に提出しなければならない。
- 4 会員団体は前項の申請書を 11 年間保存しなければならない。
- 5 会員団体は、申請書を受理するに際し、当該浄化槽工事業者による浄化槽工事の状況 及び保証制度に基づく修補等の措置の状況に鑑み、必要な指導を行うことができるも のとする。

(保証登録)

第8条 全浄連は、会員団体から申請電子データ等の送信又は送付があったときは、遅滞なく、当該申請電子データ等に係る浄化槽を保証登録浄化槽として登録しなければならない。

(保証制度による保証の期間)

第9条 保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から 10 年とする。 ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

(措置に要する費用の負担)

- 第10条第6条に規定する措置に要する費用は、機能保証制度事業運営特定資産により全 浄連が負担するものとする。
- 2 前項の全浄連が負担する1基当たりの限度額は、環境省が定める「循環型社会形成

推進交付金交付取扱要領」のうち別表4の区分「浄化槽」の5人槽・6~7人槽・8~10人槽毎に定められた基準額を超えない範囲とする。

(市町村等への報告)

第 11 条 会員団体から保証登録証の交付を受けた浄化槽工事業者は、設置整備事業に係る 浄化槽の場合は当該保証登録証を、当該浄化槽の設置場所における市町村又は一部事 務組合等に必要に応じて提出し、当該浄化槽設置者に交付しなければならない。

#### 第3章 機能保証制度事業運営特定資産

(機能保証制度事業運営特定資産の設置)

第 12 条 第 6 条に規定する保証登録浄化槽の機能の正常化のために必要な措置に要する 費用並びに保証制度の運営に要する費用の支払に充てるため、全浄連に機能保証制度 事業運営特定資産を設ける。

(機能保証制度事業運営特定資産の造成)

第13条機能保証制度事業運営特定資産は、浄化槽工事業者が会員団体を通じて拠出する保証登録料及び全浄連の出捐等により造成する。

(保証登録料)

第14条 保証登録料は、全浄連の定時総会において定める。

(機能保証制度事業運営特定資産等の経理)

第 15 条 機能保証制度事業運営特定資産及び保証登録事務に係る経理を行うため、他の事業と機能保証制度事業運営特定資産を区分するため、別に定める「特定資産取扱規程」に基づき執行するものとする。

#### 第4章 会員団体による保証の業務

(地方保証制度審査委員会)

- 第 16 条 会員団体は、その所在する都道府県の区域内に設置される保証登録浄化槽について保証の業務を行うものとする。
- 2 会員団体は、前項の業務に係る審査等を行うため、地方保証制度審査委員会(以下「地方審査委員会」という。)を設置するものとする。
- 3 地方審査委員会の委員の構成は原則として次のとおりとし、委員は会員団体の長がそれぞれ1名以上委嘱するものとする。

- 一 浄化槽法第 57 条に基づき指定された者(以下「指定検査機関」という。)を代表 する者
- 二 浄化槽製造業者を代表する者
- 三 浄化槽工事業者を代表する者
- 四 浄化槽保守点検業者を代表する者
- 五 浄化槽清掃業者を代表する者
- 六 学識経験者
- 4 地方審査委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、会務を総理し、地方審査委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務 を代理する。
- 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (会員団体による保証の業務)

- 第 17 条 会員団体の長は、保証登録浄化槽の設置者若しくは管理者又は当該浄化槽を管轄する都道府県知事、市町村長若しくは一部事務組合管理者から、第 5 条に規定する原因により、当該浄化槽の機能に異常があるとして保証の申立てがあった場合には、事前審査等を行った上で、必要に応じこれを地方審査委員会に付託するものとする。
- 2 地方審査委員会は、前項の付託を受けた場合、当該申立てのあった浄化槽の機能の異常が第5条に規定する原因に起因するか否かの審査等を行い、委員長を通じ会員団体の長に報告するものとする。
- 3 会員団体の長は、地方審査委員会から、申立てに係る浄化槽の機能の異常が第5条に 規定する原因によるものではない旨の報告を受けた場合は、その理由を附して、当該 申立て者に通知しなければならない。
- 4 会員団体の長は、地方審査委員会から、修補決定の報告を受けた場合、当該浄化槽の 措置に要する修補額が 50 万円以下の場合にあっては当該申立て者に通知するとともに 修補額の決定を行い、修補に係る工事を含む措置を実施するものとする。
- 5 会員団体の長は、当該浄化槽の機能正常化に要する費用が前項に規定する額を超える場合には、全浄連会長に審査の申立てを行わなければならない。
- 6 会員団体の長は、措置内容を全浄連会長に報告するとともに修補額を全浄連会長に請求するものとする。
- 7 会員団体における保証業務手数料については、各自の実施要綱等で定めるものとする。

#### 第5章 全浄連における保証の業務

(中央保証制度審査委員会)

- 第18条 全浄連は、会員団体の長から審査の申立てがあった場合には、当該浄化槽について保証の業務を行うものとする。
- 2 全浄連は、前項の業務に係る審査等を行うため、中央保証制度審査委員会(以下「中央審査委員会」という。)を設置するものとする。
- 3 中央審査委員会の委員の定数は6名とし、その構成は次のとおりとする。

一 指定検査機関を代表する者

1名

二 浄化槽製造業者を代表する者

1名

三 浄化槽工事業者を代表する者

1名

四 浄化槽保守点検業者を代表する者

1名

五 浄化槽清掃業者を代表する者

1名

六 学識経験者

1名

- 4 委員は全浄連会長が委嘱する。
- 5 中央審査委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。
- 6 委員長は、会務を総理し、中央審査委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務 を代理する。
- 8 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任 期間とする。

#### (全浄連による保証の業務)

- 第 19 条 全浄連会長は、会員団体の長から機能異常について審査の申立てがあった場合に は、中央審査委員会に付託するものとする。
- 2 中央審査委員会は、前項の申立てについて必要な審査を行い、その結果を全浄連会長 に報告するものとする。
- 3 全浄連会長は、中央審査委員会からの報告を受けて会員団体の長に対し、措置の実施 状況の審査結果を通知するものとする。
- 4 全浄連会長は、必要に応じて中央審査委員会に地方審査委員会の審査内容について調査を命じることができる。

#### 第6章 雜則

#### (全浄連及び会員団体の責務)

第20条 全浄連及び会員団体は、保証制度が適正かつ円滑に運営できるよう、指定検査機関、浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と

の連絡を密にすると共に、必要な実施体制を整備し、相互の連携協力を行うよう努めるものとする。

(協力の要請)

第21条 全浄連は、保証制度の運営に関し、全浄協等関係団体に対し、必要な協力の要請 を行うことができる。

(会員団体による保証の特例)

第22条 会員団体は、その所在する都道府県の区域に設置される浄化槽について、この規 約に定める保証業務の他、機能保証に係る制度等について、全浄連の了解のうえ実施 することができる。

(規約の変更)

第23条 この規約は、全浄連の定時総会において出席正会員の過半数の議決を経なければ 変更することができない。

(補足)

第24条 その他この規約の運用に関して必要な事項は、理事会において別に定めるものと する。

附則

1 この規約は、平成5年7月1日から施行する。

附則

1 この規約は、平成6年5月18日から施行する。

附則

1 この規約は、平成 10 年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1 この規約は、平成 19 年5月 24 日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規約は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規約は、平成 25 年6月 19 日から施行する。

#### 附 則

1 この規約は、令和3年5月26日から施行する。ただし、規約第4条第2項、規約第5条、規約第10条第2項は平成25年10月1日以降に登録された浄化槽について適用する。

#### 浄化槽機能保証制度規約施行細則

(目的)

第1条 この細則は、浄化槽機能保証制度規約(以下「規約」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(保証の対象)

- 第2条 規約第5条に規定する漏水、破損、変形以外の機能異常は、次に掲げるとおりとする。
  - ー 槽の浮上又は沈下
  - 二 水平の狂い
  - 三 内部設備の固定不良
  - 四 その他全浄連会長が認めた場合
- 2 当該浄化槽製造業者の倒産等による場合。
- 3 全浄連が定めた「浄化槽施工マニュアル」若しくは市町村が定めた施工基準に適合したものとする。

(保証制度に基づく措置の範囲)

第3条 規約第6条による浄化槽の機能の正常化のための措置は、修補ができないものにあっては、同一規模の性能を有する浄化槽の入れ替えも含むものとする。

(保証登録申請書用紙の交付)

第4条 全浄連は、規約第7条第2項に定める保証登録申請書(様式第1号:全浄連用・各県協会用・申請者用・設置者用・市町村用)用紙を作成し、会員団体に交付するものとする。

(保証登録申請方法)

- 第5条 保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は会員団体より交付を受けた保証登録申請書に必要事項を記載し、保証登録料並びに保証業務手数料を添えて、当該浄化槽が設置される会員団体に申請しなければならない。
- 2 会員団体は前項の保証登録申請書用紙に代わる電子化等による登録を全浄連の承認を得て行うことができる。その場合、保証登録申請書(様式第2号:電子データ入力用)の登録項目を満足するものでなければならない。

(保証期間の開始日)

- 第6条 規約第9条にいう保証登録浄化槽の使用開始日は、浄化槽工事業者が申請書に記載 した日とする。ただし、使用開始日の変更は登録時の使用開始から1年以内とする。
- 2 前項の申請は、使用開始日変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

(申請書の受理等)

- 第7条 全浄連は、規約第7条に基づき会員団体から提出された申請電子データ用の保証登録申請書等を受理し、会員団体ごとに 11 年間保存する。また、会員団体から全浄連への申請電子データ等の送信又は申請書の送付は、登録日から1か月以内に行うものとする。
- 2 会員団体から全浄連への保証登録料の納付は、原則として1か月単位とし、3か月を超えてはならない。
- 3 全浄連は、会員団体から納付された保証登録料の入金を確認し、機能保証制度事業運営 特定資産帳簿に記載するものとする。

(登録及び登録の変更)

- 第8条 全浄連は前条で規定する申請書を受理したときは、受理から1か月以内に当該会員 団体に登録受理通知(様式第4号)を送信又は送付するものとする。
- 2 規約第8条の登録の日は、会員団体が保証登録証を浄化槽工事業者に交付した日とする。
- 3 会員団体は前条第1項に定める申請電子データ等に係る項目の変更がある場合、保証登録変更報告書(様式第5号)を電子データ等により全浄連に対して行うものとする。

(保証登録の中止、休止、保証登録料の返還)

- 第9条 浄化槽工事業者より当該手続きに係る工事を施工しない旨の届け出がなされた場合 、又は会員団体の長が当該保証登録を休止する決定をした場合、会員団体は保証登録中止 ・休止報告(様式第6-1号)を全浄連会長に提出しなければならない。
- 2 全浄連は、前項の報告を受理したときは登録変更・中止受理通知(様式第6-2号)を 会員団体に送付しなければならない。
- 3 全浄連は、保証登録料について、登録中止に係る場合及び会員団体の申し出が適当であると認めた場合には、使用開始日より1年以内を限度として保証登録料を会員団体に返還するものとする。

(地方保証制度審査委員会の審査)

- 第10条 地方保証制度審査委員会(以下「地方審査委員会」という。)の委員長は、会員団体 の長より審査を付託された場合は、速やかに地方審査委員会を召集するものとする。
- 2 地方審査委員会は、規約第5条に規定する浄化槽の機能異常が施工に起因するか否かを審査するものとする。
- 3 地方審査委員会の委員長は、地方審査委員会審査報告書(様式第7号)を会員団体の長に 提出しなければならない。

(会員団体による保証の業務)

- 第 11 条 会員団体の長は、浄化槽管理者から保証申立を受けた場合、速やかに当該浄化槽の現地 調査を実施し、当該機能異常が施工に起因すると認められる場合には次に掲げる書類を添え て地方審査委員会の委員長に審査を付託するものとする。
  - 一 保証申立書 (様式第8号)
  - 二 保証登録浄化槽の確認 (登録番号)

- 三 適正工事を証する写真・図面
- 四 現地の写真
- 五 会員又は保証制度登録業者からの工事見積書
- 2 会員団体の長は、地方審査委員会審査報告書(様式第9号)を全浄連会長に提出しなければならない。
- 3 規約第 17 条第 3 項に定める申立て者への通知は修補対象外通知書(様式第 10 号)により 行うものとする。
- 4 会員団体の長は、会員又は保証制度登録業者から工事見積を取得して修補額を決定する。 修補額が50万円以下の場合にあっては申立者に修補決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。
- 5 修補額が 50 万円を超える場合にあっては全浄連会長に審査申立書(様式第 12 号)を送付するものとする。
- 6 全浄連会長から修補決定通知書(様式第 13 号)を受けて、申立者に修補決定通知書により通知するとともに会員又は保証制度登録業者に修補に係る工事を発注する。
- 7 修補工事を完了した工事業者は、修補完了報告書(様式第 14 号)を会員団体の長に提出 しなければならない。

#### (中央保証制度審査委員会の審査)

- 第12条 中央保証制度審査委員会(以下「中央審査委員会」という。)の委員長は、全浄連の会長より審査を付託された場合は、速やかに中央審査委員会を召集するものとする。
- 2 中央審査委員会が規約第 19 条第2項の規定に基づき行う審査は、別に定める「中央保証制度審査委員会運営要領」によるものとする。

#### (全浄連による保証の業務)

- 第13条 会員団体の長は、全浄連会長からの修補決定通知を受けて修補に係る工事を含む措置を 実施するものとする。
- 2 会員団体の長より修補額の請求並びに修補完了報告書(様式第 15 号)を受けた全浄連会 長は、機能保証制度事業運営特定資産より会員団体の長への支払いを行い、修補確認台帳 (様式第 16 号)に記載するものとする。
- 3 全浄連会長は、中央審査委員会の調査報告を受けて、会員団体の長に修補指示書(様式 第17号)により指示することができる。

#### (その他)

第 14 条 この細則の改正は、全浄連の理事会において承認を得なければならない。

#### (補足)

- 第 15 条 この細則の施行に関し、必要な事項は全浄連の会長が定めることができる。
- 附 則 この細則は、令和3年5月26日から施行する。ただし、細則第2条、第3条は、平成25年10月1日以降より登録された浄化槽から施行する。

## 保証登録申請書

全浄連 · 各県協会用

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会会長 殿 各都道府県協会会長 殿

<b>※</b> 全	ÈΫ	争	連	仴	1	証	登	<u> </u>	録	番	<b>:</b>	号	
			_					_					

												_		-			
機	能保証	制度	規約施行	<b>亍細</b> 貝	則第4第	きの規	定に	こ基づ	づき、	下記	の浄化	匕槽の偽	<b>R証登</b> 銀	录を申	請い	たしまっ	す。
【伊	R証登録	申請	日】														
				保	証 登	録	申	請	日			年		月		日	
<b>[</b>	請者】																
			氏名又は	名称													
工	事 業	者	住	所													
			電話番	<b>斧号</b>		_	_	-		浄化槽-	□事業登録	录(届出)番	号				
【申記	請内容】				1					<u> </u>							
			フリカ	<i>i</i> ナ													
設	置	者	氏	名													
			住	所	Ŧ	_											
			設置場	計	Ŧ	_											
建		物	建築用	途					使用予定	三人数		人	. 処理対1	象人員		人	
市	町	村	名	称					国庫	植助	対象	区分	対	象·	対象	<u></u> 外	
			全浄協登録	番号						登	録		年	Ē.	月	日	
浄	化	槽	名	称						'			人槽			人槽	
製	造 業	者	名	称								-					
検	査 機	関	名	称													
工	事 完	了			年		月		日	使用	開始		年	Ē	月	日	
			1									<b>'</b>					
【登	録確認】													※確	崔認	印	
<b>※</b> ₹	登 録	確言	認 年	月	日			年	Ξ.	月		日					
*											確認						
											認者						

※印欄は、記入しないでください。

### 保証登録証

申請者用

工事業者(申請者) 殿

  **:	全:	浄	連	保	証	登	録	番	: 5	큵	
			_			-	-				

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

[1	呆証登録	申請	日】	保	証	登 翁	k	申	請	日			年			月		日
[	申請者】																	
			氏名又は	名称														
エ	事 業	者	住	所														
			電話番	:号		_			-		浄化槽]	L事業登録	(届出)番	:号				
【申	請内容】																	
			フリガ	゚ナ														
設	置	者	氏	名														
	<u>,</u>	ь	住	<u></u> 所	Ŧ													
			設置場		<u> </u>													
建		物	建築用							使用予定	2   粉		人		処理対象	I B		人
	III-a	I. I.										LL A. E					LLA	
市	町	村	名	称						国庫	補助	対象	△分   	-	対	<b>象・</b>	対象	.外
浄	化	槽	全浄協登録	番号							登	録			年		月	日
17	76	7百	名	称										人	槽			人槽
製	造 業	者	名	称														
検	査 機	関	名	称														
工	事 完	了			年		F	]		日	使用	開始			年		月	日
【登	録確認】																	
<b>一</b> 舟	设社団法	人	全国浄	·化槽	団体	連合	会	č	会長							※証	明	印
<b>*</b> 3	登録	確	認年	月	日				年	:	月		日					
*						1						確						
/•\												認者						
												74						
	※印欄/	ま、畜	己人しな	: :\\\	: < t	ごさい	١,											

### 保証登録証

設置者用

設 置 者 殿

*	全	浄	連	保	:証	登	録	番	:	号	
			_			-	-				

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

【伊	呆証登録	:申請	日】	保	証	登	録	申	請	日			年			月		日
[	申請者】																	
			氏名又は	名称														
エ	事 業	者	住	所							T							
			電話番	导		_		_	-		浄化槽 -	L事業登	禄(届出)	番号				
申	請内容】																	
			フリカ	<i>i</i> ナ														
設	置	者	氏	名					ı									
			住	所	Ŧ		_											
7-1-		Hefen	設置場	計	Ŧ		_			ı					ı			
建		物	建築用	途						使用予定	艺人数			人	処理対象	人員		人
市	町	村	名	称						国庫	補助	対象	区分		対(	象・	対象	外
3/2	//-	<del>1.11:</del>	全浄協登録	番号							登	绿	:		年		月	日
浄	化	槽	名	称										人	人槽			人槽
製	造 業	者	名	称														
検	査 機	関	名	称							ı							
エ	事 完	了			年		J	月		日	使用	開始	ì		年		月	日
【登	録確認】																	
一点	设社団法	人	全国浄	化槽	団体	本連1	合会	<u> </u>	会長							※証	E 明	印
<b>※</b> 2	登 録 る	確言	認年	月	日				年	<u>.                                    </u>	月			日				
*												確認者						
															]			

表面記載の保証登録浄化槽は下記の事項が保証されております。

#### 1. 保証の対象

保証の対象となる浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管 設備並びにその附帯設備を含まない。

#### 2. 保証期間

保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部 分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

#### 3. 対象となる機能異常

「機能保証制度規約第5条抜粋」

- 第5条 保証制度による保証は、浄化槽管理者からの申立てにより、保証登録浄化槽の施工に起因した漏水、破損、変形又は施行細則に掲げる機能異常を認めた場合に行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、保証制度による保証は行わないものとする。
  - 一 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
  - 二 自然災害による場合
  - 三 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
  - 四 施工基準に合致しない施工による場合
  - 五 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理若しくは通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
  - 六 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる経年劣化の場合

「機能保証制度規約施行細則第2条抜粋」

- 第2条 規約第5条に規定する漏水、破損、変形以外の機能異常は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 槽の浮上又は沈下
  - 二 水平の狂い
  - 三 内部設備の固定不良
  - 四 その他全浄連会長が認めた場合
- 2 当該浄化槽製造業者の倒産等による場合。
- 3 全浄連が定めた「浄化槽施工マニュアル」若しくは市町村が定めた施工基準に適合したものとする。

#### 4. その他

機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて全浄連 が講ずる措置で全浄連が負担する額の1基当たりの限度額は、浄化槽機能保証制度規約施行細則に定められた額とする。

### 保証登録証

市町村用

市 町 村 長 殿

<b>*</b>	全	浄	連	保	証	登	録	番	号	
			-			-				

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

【保	証登録り	申請日	∃ ]	保	証	登	録	申	請	日			年		月		日
【申	請者】																
			氏名又は	名称													
エ	事 業	者	住	所							Π						
			電話番	号		-	_	_	-		浄化槽口	[事業登録	*(届出)番	号			
申	請内容】										I			l .			
			フリカ	ナ													
設	置	者	氏	名					1								
			住	所	Ŧ		_										
建		物	設置場	所	Ŧ		_			I						I	
Æ		170	建築用	途						使用予定	三人数		人	処理対象	快人員		人
市	町	村	名	称						国庫	補助	対象	区分	対	象 ·	対象	外
  浄	化	槽	全浄協登録	番号							登	録		年	<u> </u>	月	日
17	16	18	名	称										人槽			人槽
製	造 業	者	名	称													
検	査 機	関	名	称									<u> </u>				
エ	事 完	了			年		,	月		日	使用	開始		年	Ē	月	日
【登:	録確認】		<u> </u>								<u> </u>						
一点	设社団法	大	全国浄	化桐	曹団	体連	合会	<u>&gt;</u>	会長						※記	E.明	印
<b>※</b> <sup>3</sup>	登 録	確	認年	月	日				年	Ē	月		日				
*												確認者					

※印欄は、記入しないでください。

表面記載の保証登録浄化槽は下記の事項が保証されております。

#### 1. 保証の対象

保証の対象となる浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管 設備並びにその附帯設備を含まない。

#### 2. 保証期間

保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部 分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

#### 3. 対象となる機能異常

「機能保証制度規約第5条抜粋」

- 第5条 保証制度による保証は、浄化槽管理者からの申立てにより、保証登録浄化槽の施工に起因した漏水、破損、変形又は施行細則に掲げる機能異常を認めた場合に行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、保証制度による保証は行わないものとする。
  - 一 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
  - 二 自然災害による場合
  - 三 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
  - 四 施工基準に合致しない施工による場合
  - 五 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理若しくは通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
  - 六 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる経年劣化の場合

「機能保証制度規約施行細則第2条抜粋」

- 第2条 規約第5条に規定する漏水、破損、変形以外の機能異常は、次に掲げるとおりとする。
  - ー 槽の浮上又は沈下
  - 二 水平の狂い
  - 三 内部設備の固定不良
  - 四 その他全浄連会長が認めた場合
- 2 当該浄化槽製造業者の倒産等による場合。
- 3 全浄連が定めた「浄化槽施工マニュアル」若しくは市町村が定めた施工基準に適合したものとする。

#### 4. その他

機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて全浄連が講ずる措置で全浄連が負担する額の1基当たりの限度額は、浄化槽機能保証制度規約施行細則に定められた額とする。

表面 様式第2号

## 保証登録申請書

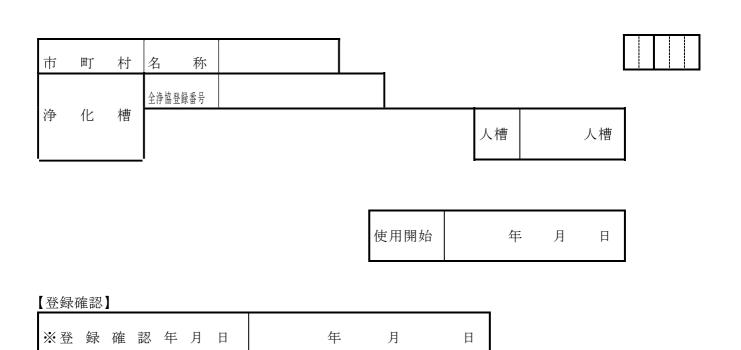
申請電子データ入力用

※全	浄	· 連	保	証	登	録	番	号	
		_			-				

【保証登録申請日】

【申請者】

【申請内容】



### 使用開始日変更届出書

								年		月		月
	☆社団法人 全国浄化槽団体 、○○県浄化槽協会	×連合会 御中 ○( 御中				工事業	<b>学者名</b>					
	能保証制度規約施行細則 プる資料を添えて使用開始				りとお	り変す	更にな	りまし	たの゛	で、変	更を	<u></u>
			記									
1.	全浄連保証登録番号						_					
2.	保証登録申請日		令和			年			月			日
3.	変更内容											
	(1 変更前使用開始年月日		令和			年			月			日
	(2 変更後使用開始年月日		令和			年			月			日
4	添付書類 使用開始年月日	の変更を立証する	資料を添	付して	くださ	( ) Z						

年 月 日

○○法人 ○○県浄化槽協会 御中

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

# 登録受理通知

標記について、機能保証制度規約施行細則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

1. 保証登録受理年月 〇〇年〇〇月分

2. 保証登録受理件数 ○○○件

以上

### 保証登録変更報告書

							牛		月		Ħ
一般社団法人 全国浄化槽 法人 ○○県浄化槽協会	団体連合会 御中 〇〇 御中	)			工事刻	<b></b> と 者名					
機能保証制度規約施行組の報告をいたします。	刊第8条第3項の規定	に基づ 記	き、下	記のとお	的変更	見にな	りまし	たのて	、保証	証変見	更
1. 全净連保証登録番号		_				_					
2. 保証登録申請日		令和			年			月			日
3. 変更内容											
(1 項目											
(2 変更前											
(3 変更後											

### 保 証 登 録 中 止 · 休 止 報 告

						平		月		口
一般社団法人 全国浄化槽団 法人 ○○県浄化槽協会	]体連合会 御中 ○○ 御中			I	二事業者名					
機能保証制度規約施行組報告いたします。	囲則第9条第1項の規	定に基づ 記	き、下記	記の保	証登録の	つ{ 中	止。	· 休	止 }ネ	を
1. 全浄連保証登録番号										
			<u></u> l			L :				
2. 保証登録申請日		令和		4	年		月月			目

年 月 日

○○ 法人 ○○県浄化槽協会 御中

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

# 登録変更·中止受理通知

標記について、機能保証制度規約施行細則第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

1. 登録変更・中止受理年月 〇〇年〇〇月分

- 2. 受理内容
  - □ 登録変更報告 ○ 件
  - □ 登録中止報告 ○○ 件

### 地方審查委員会審查報告書

年 月 日

会員団体の長

1. 審查基準該当項目

殿

地方審査委員会 委員長

浄化槽機能保証制度規約施行細則第10条第3項の規定に基づき、審査の結果、「修補対象」と判定 したので報告いたします。

2. 審査に対する所見		
l		

※規約第5条の免責事項に該当する場合は、2に記入すること

### 保証 申 立 書

会員団体の長

殿

この度、機能保証制度規約施行細則第11条第1項第1号の規定に基づき、下記の浄化槽の機能異常について保証申立てをいたします。

[申立者]

申立年月日	年	月	日	
申 立 者	氏 名 住 所 電	話		

#### [申立内容]

設 置 場 所					
設置者氏名					
保証登録番号					
工事業者					
製 造 業 者					
保守点検業者					
清 掃 業 者					
使用開始年月日	年	月	日		
機能異常の状況					
別添資料記載欄					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

### 地方審查委員会審查報告書

年 月 日 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長 殿 会員団体の長 浄化槽機能保証制度規約施行細則第11条第2項の規定に基づき、「修補対象」としたので下記のとお り修補額の請求と審査の結果について報告いたします。 1. 審查基準該当項目 2. 審査に対する所見 3. 添付書類(浄化槽機能保証制度規約施行細則第11条第1項) 保証申立書(様式第8号) 二 保証登録浄化槽の確認 (登録番号) 三 適正工事を証する写真・図面 四 現地の写真 五 会員又は保証制度登録業者からの工事見積書 修補完了報告書及び請求書 《 振込先≫ 口座名義 金融機関名 口座番号

様式第10号

### 修補対象外通知書

年 月 日

保証申立者

殿

会員団体の長

貴殿より保証申立のありました機能異常の浄化槽については、審査の結果、下記の理由により修補対象外という結論になりましたので、浄化槽機能保証制度規約施行細則第11条第3項の規定に基づき、通知いたします。

1. 理由

別紙 事務的事前審査報告書を参照してください。

保証申立者

殿

会員団体の長

### 修補決定通知書

この度、申立てのありました以下の浄化槽の機能異常等については、浄化槽機能保証制度規約施行細則第11条第4項の規定に基づき、修補を行うことを下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

設置場所	
設 置 者	
保証登録番号	
保証決定理由	<ol> <li>当該浄化槽の機能異常の原因者を特定することが困難である。</li> <li>当該浄化槽の機能異常の原因者に負担を求めることが著しく困難である。</li> </ol>
実施すべき修補の内容	
修補の支出決定額	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

### 審査申立書

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会会長 殿

年 月 日

会員団体の長

(F)

浄化槽機能保証制度規約施行細則第11条第5項に基づき、下記の浄化槽の機能異常について、全浄連による審査の申立てをいたします。

[審査申立内容]

設 置	場	所				
設置者	省 氏	名				
工事業	業 者	名				
	全净協	登録番号			処理対象人員	人槽
浄 化 槽	製造	業者				
使用開力	冶年	月日	年	月	日	
保 証 登	録番	育 号				
保証登録码	雀認年	月日	年	月	日	
検 査	機	関				
全净連	4 宏	木				
単立の		査				
	生 田					
添付	書	類	浄化槽機能保証制度	度規約施行:	細則第11条第1項に	工基づく添付書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

会員団体の長

一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長

### 修補決定通知書

浄化槽機能保証制度規約施行細則第11条第6項の規定に基づき、中央保証制度審査委員会の審査の結果、機能保証制度事業運営特定資産により修補を行うことを、下記のとおり決定いたしました。

記

	#11
設置場所	
設 置 者	
保証登録番号	
保証決定理由	<ol> <li>当該浄化槽の機能異常の原因者を特定することが困難である。</li> <li>当該浄化槽の機能異常の原因者に負担を求めることが著しく困難である。</li> </ol>
実施すべき修補の内容	
修補の支出決定額	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

会員団体の長

殿

修補業者名

### 修補完了報告書

浄化槽機能保証制度規約施行細則第11条第7項の規定に基づき、貴職から指示のあった 浄化槽の修補を、以下のとおり実施いたしましたので報告します。

.,,	<u> </u>	12 111	, <b></b> ,	11 1 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
市	町	村	名	
設	ļ	置	者	
設	置	場	所	
保	証登	録番	等号	
修	補業	者住	三所	
libr	41	_L_	<del>وا</del> ير	
修	補	内	谷	
添	付	書	——	修補工事が明確な工事写真
1311	1 3		/y:\	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長 殿

会員団体の長

# 修補完了報告書

浄化槽機能保証制度規約施行細則第13条第2項の規定に基づき、貴職から指示のあった 浄化槽の修補を、以下のとおり実施いたしましたので報告します。

市町村名	
設 置 者	
設置場所	
保証登録番号	
修補業者住所 •氏名	
修 補 内 容	
添 付 書 類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 修補確認 台帳

受番	受年月	確	認	者	訍	<u>.</u> †	置	場	所	設氏	置	者	修補氏	業	者 名	人槽	確年月	保証登録 番号	修	補	<i>O</i>	概	要
	_																						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列4番とする。

年 月 日

会員団体の長

殿

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長

# 修補指示書

浄化槽機能保証制度規約施行細則第13条第3項に基づき、正常化のために講ずべき措置を指示します。

記

			HO.
原	因	者	
原因	者所有	E地	
設力	置場	所	
設	置	者	
保証	登録番	音号	
措置	予の内	了容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

# 事務的審査基準

## 規約第17条第1項関係 規約施行細則第11条第2項関係

事務的	審査					
1	保証申立書					
	補助対象外工事は適正工事を証する写真図書の添付	添付確認				
	倒産等はその状況を示す書類添付	添付確認				
	補助対象工事は適正工事を証する写真図書の添付不要		確認	不要		
2	事務的事前審査					
2-1	全浄協登録浄化槽確認	0	0	0		
2-2	全浄連保証登録浄化槽確認	0	0	0		
2-3	全浄連保証期間確認	0	0	0	どれ	
2-4	法定検査不適事項確認	0	0	×	か	
2-5	保守点検記録票不適事項確認	0	×	0	が 該	
2-6	建築物・施設の用途変更有無確認	0	0	0	該当	
2-7	設計上等浄化槽規模の確認	0	0	0	]	
2-8	維持管理上の作業等業務不適有無確認	0	0	0		
		全て	7項目	7項目		
3	事務的判定		修補対象		対象外	
					-	
4	事務的審査結果の会員団体長への報告(審査報告書規約第17条第1項)		0		0	
5	会員団体長より修補対象外通知(修補対象外通知規約第17条第3項、細則第11条第3項)				通知	
6	会員団体長より審査委員会付託(規約第17条第1項、細則第11条第2項)	地方審	<b>F</b> 查委員会	へ付託		

1 区分	2	基準	額	3 対象経費
浄化槽	(1) 5人槽 (2) 6~ 7人槽 (3) 8~ 10人槽 (4) 11~ 15人槽 (5) 16~ 20人槽 (6) 21~ 25人槽 (7) 26~ 30人槽 (8) 31~ 40人槽 (9) 41~ 50人槽	(千円) 837×基数 1,043×基数 1,375×基数 2,039×基基数 2,786×基基数 4,066×基基数 4,521×基数 5,737×基数	豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づ又は指 定された豪雪地帯では、 左欄にかかわらず本欄 よる。 (千円) 882×基基 1,104×基基 2,191××基基 2,937×基基数 3,491×基基数 4,271×基基数 4,743×基 5,993×	市社会をいます。 市世代をでは、 市町が成付で、 が成代で、 はでするででである。 ででは、 ででのできます。 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でできますが、 でいまままが、 でいまが、 でいままが、 でいままが、 でいまがなが、 でいまがなが、 でいまがなが、 でいまがなが、 でいまがなが、 でいまがなが、 でいま
	(10) 51人槽~	環境大臣に協詞	議し承認を得た額 ×基数	
		〜(10)の基準額の の範囲内	の合計額に3.5%を乗じ	
	基数については、	環境大臣が必要	要と認めた基数とする。	
空除有処化 室除有処化 室除有処則 素去す理神 素去す理浄 は力高の がした。 はできる。 はで。 はできる。 とで。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はでをも。 はでをも。 はでを。 はでをも。 はでをも。 はでをも。 はでをも。 はでをも。 はでをも。 はでをも。 はでをも。	た額の	L 〜(10)の基準額の の範囲内	豪雪地帯対策特別措さは指きされた。 第2条れた豪雪地帯対策に正帯で本別をでは、には横にかから手にあらず下円)を表述を表します。 第1、143××基基基基本で本別を表す。 930×基基基本で本別を表す。 930×基基基本を行用のは、1、527××基基基基基基本を表す。 2、289×基基基基基基本を表す。 5、049×基基基基基本を表す。 6、729× 差し承認を得た額 の合計額に3.5%を乗じている。 では、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2	市社付基又を理は整必っ定事 で会金づは有型変備要てめ業が成付て除る浄浄る経別交が成付て除る浄浄る経別交 ま高化化た費表付 では の と の で 2 対 で 2 対 で 2 対 で 2 対 で 3 で 6 で 7 で 8 で 7 で 8 で 8 で 7 で 8 で 8 で 9 で 8 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9 で 9
高去す理槽 高去す理槽 高去す理性 高去す理化 高去す理化 高去す理ル 高去す理ル 高去す理ル	た額の範囲内	1,734×基数 ~(3)の基準額の	豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にあっず本欄による。 (千円) 1,152×基数 1,521×基数 1,884×基数 の合計額に3.5%を乗じ 要と認めた基数とする。	市社付基又を理は整必っ定事市社付基又を理は整必っ定事が成付て除る浄浄る経別交が成付て除る浄浄る経別交がは有型変備要でめ業のでまれて、る費が成分をである。

	<u> </u>	1
室除有処性 素去す理槽 素去す理神 を除る型化 変除有処神 が力高の神	<ul> <li>家雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)</li> <li>(1) 5人槽 (千円)</li> <li>(2) 6~ 7人槽 1,431×基数 1,527×基数 1,527×基数 2,075×基数 2,075×基数 2,982×基数 4,530×基数 (5) 16~20人槽 4,287×基数 4,530×基数 (6) 21~25人槽 5,394×基数 5,667×基数 (7) 26~30人槽 6,270×基数 6,576×基数 (7) 26~30人槽 6,270×基数 6,576×基数 (8) 31~40人槽 7,287×基数 7,620×基数 (9) 41~50人槽 8,397×基数 8,766×基数 (10) 51人槽~</li> <li>環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数</li> </ul>	市社付基及を理又をにあに象が成付て除る理則すな、る費が成付で除る理則すな、る費を理とをにあた業をである費をできません。
	(11) 事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
BOD除去 能力に関す る高度処理 型の浄化槽	<ul> <li>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)</li> <li>(1) 5人槽 1,083×基数 (2) 6~ 7人槽 1,377×基数 1,467×基数</li> </ul>	市町村が循環型 が循環型交に 付金でいまが を が を が が が が が が が き の り る の り る の り る り る り る り る り る り る り
BOD除去 能力に関す る高度処理 型の変則浄 化槽	(3) 8~ 10人槽       1,848×基数       1,983×基数         (4) 11~ 15人槽       2,649×基数       2,832×基数         (5) 16~ 20人槽       4,074×基数       4,305×基数         (6) 21~ 25人槽       5,127×基数       5,388×基数         (7) 26~ 30人槽       5,958×基数       6,249×基数         (8) 31~ 40人槽       6,924×基数       7,242×基数         (9) 41~ 50人槽       7,977×基数       8,325×基数	するために必要 な経費であっ て、別表2に定 める交付対象事 業費
	(10) 51人槽~ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数	
	(11) 事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
既設の浄化 槽の改築	(1) 災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、環境大臣に協 議し承認を得た額。	市町村が循環型 社会形成推進交 付金交付要綱に
	(2) 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改 築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。	利金文的安納に 基づいて、既設 の浄化槽の改築 に要するために 必要な経費
浄化槽整備 効率化事業 費	(1) 台帳作成費 浄化槽整備効率化事業に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法(昭和58年法律第43号)第49条に定める事項を記載し、また、令和2年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用 15,000千円	市町村が循環型社会形が指進運動では金では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個

(2)調査費

- ①公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正 化に資する、コスト縮減や経営改善の検 討及び計画策定を行うために必要な測量 ・設計、調査に要する費用で、環境大臣 に協議し承認を得た額(ただし②にかか るものを除く。)。
- るものを除く。)。 ②公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正 化に資する、コスト縮減や経営改善の検 討(特にコンセッション方式によるPFI事 業の導入の検討を含むものに限る。)を 行うために必要な測量・設計、調査に要 する費用で、環境大臣に協議し、承認を 得た額。

(3) 計画策定等 新たな浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理 調査費 促進区域の設定に必要な調査に要する費用 で、環境大臣に協議し、承認を得た額

#### ※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去(別に定めるものに限る。)に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする(現行の基準額を超える額は9万円までとする。)。
- 2 単独処理浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴い必要となる宅内配管工事(別に定めるものに限る。)に要する費用が現行の基準額に30万(宅内配管工事に係る費用)を加えた金額及び上記基準額の特例1の撤去費との合算額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする((現行の基準額と撤去費の9万円の合算額)に上限30万円を加えた額を基準額とする。)。
- 3 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。(差額分に係る助成割合:国 11/30、市町村19/30)

#### 機能保証制度審査等フローシート 「保証申立書」 様式8細則11-1(規17-1) 呆証登録浄化槽の確認 細則11-1 正工事を証する写真・図面 細則11-1 申 立 事前審査 現地の写真 細則11-1 会員又は保証制度登録業者からの 工事見載書 細則11-1 「修補積算基準」修 積算基準又は業者見積 万 円 超 5 0 万円以 保証申立者 「修補対象外通知」 様式10細則11-3 細則11-1(規17-1) 付託 員 会 様式7細則11−4 (規17−2) 地方審査「審査報告書」 修補対象決定 保証申立者 不 服 申 立 「不服申立書」 会員団体の長 修補費額決定 審査申立 「審査申立書」 様式12細則11-5 (規17-5) 添付「不服申立書 修補決 通知 添付「審査報告書 様式7 審査申立 様式11細則11-4(規17-4) 会員団体長工事発注 「審査申立書」 様式12細則11-5 (規17-5) 修 事 添付 「保証申立書」様式 補 「修補完了報告」↓ 様式14細則11-7(規17-6) 補助対象浄化槽工事の修補 「審査報告書」様式 「見積修補額」 請求(規17-6) 支払 様式9細則11-4 付託 (規19-1) 付託 「修補決定通知書」 修補決定通知 修補対象外 保証申立者 様式13細則11-6(規19-2) 「修補決定通知書」 様式13細則11-6 保 者 会員団体長工事発注 事 告 「修補完了確認台帳」 会員団体の長 「修補完了報告」 様式15細則13-2 請求 支払 報告•通知 細則13-3(規19-3) 報告 「修補完了確認台帳」 調査 細則13-3(規19-4) 様式16細則13-2 中央審査委員会 指示•命令 様式17細則13-3

# 地方審査委員会審査基準

規約第17条第2項関係

規約施行細則第10条2項関係

- 機能保証制度における保証申立がなされ、事務的事前審査が「審査対象」として判定された案件について、
- 2 審査にあたり、共通項目は次による

以下の審査項目により審査する

審査項目	対象外
施工後構造物等が設置され機能障害が生じたもの	0
地震等自然災害によるもの	0
維持管理作業によるものと認められる場合	0
製造上の欠陥	0

審查分類

က

分類や項目は浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成14年2月改訂版 環境省)に準じる。

- 設置状況によるもの
- 設備の稼働状況によるもの
- 水の流れ方の状況によるもの
- 使用の状況によるもの
- 地方審查委員会保証申立書添付書類
- 設置整備事業(補助事業)以外の案件につては、適正工事を証する図書類(工事写真、図面等)
- 設置整備事業(補助事業)の案件については、修補対象審査決定後工事確約書(担当設備士)・確認書(施工業者代表者)

及び市町村検査済証明又は各単組長証明書

#### 「地方審査委員会審査基準」における審査分類表

#### 規約第17条2項、細則第10条2項

#### 1. 設置状況によるもの

項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	対象を
槽の水平、浮上または沈下 破損または変形等の状況	1	①水平の状況	水平の狂いが認められる	原則として、水準目安線が設けられている単位装置 でチェックする。	А	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2	②浮上または沈下の状況	浮上または沈下が認められる		А	
	3	③破損または変形の状況	破損または変形が認められる	槽本体部分の破損または変形の有無を確認する。 内部設備は、「内部設備の固定状況」の項目	А	
漏水の状況	4	①漏水の状況	各単位装置の水位の低下等、漏水を 生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への漏水をチェックする。	А	
	5	②溢流の状況	全単位装置の水位の著しい上昇等、 溢流を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への溢水をチェックする。	А	
浄化槽上部の状況	6	①上部スラブの打設の有無	スラブの打設がない		С	0
开1516工即071人从	7	②嵩上げの状況	小型:嵩上げ高が30cmを超えている。	     小型合併処理浄化槽については嵩上げ状況を重視	A	0
	-	③上部スラブの損傷	小宝. 高工门 同からOcmを超えている。	施工後構造物等により生じたもの	_ ^	0
	8	_	1# Mr 4L 12 L 7 L 1A m 12 L 1 . 1# 1 m			0
	9	④浄化槽上部及び周辺の	構築物がある、点検口がない、槽上部	浄化槽上部、周辺及びピット構造における維持管理	_	
		利用または構造の状況	開口部の蓋の欠落等、維持管理作業	作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、	Α	
			性に著しい支障を与えることが明らか	破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無		
雨水、土砂等の槽内への	10	①雨水の流入状況	雨水排除管が接続されているなど、	流入管渠の途中の弁の蓋が密閉されてなく、かつ	A	
流入状況			雨水の著しい流入が認められる。	雨水が流入するおそれがある場合	^	
	11	②土砂の流入状況	土砂の著しい流入が認められる。		В	
	12	③その他の特殊な排水の	処理対象以外の排水管の接続が行わ	流入管渠の途中で、屋外の給水栓の排水管、入水槽		
		流入状況	れているなど、特殊な排水の著しい	の水抜管(オーバーフロー管)、病院の場合、臨床検		0
		DIE 7 C D 7 D 7 D	流入が認められる。	李家、手術室および人工透析室の排水管などの接合	A	
			7107C7 BIGG9-540-08		^	
				異臭、汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、水質		
				検査などで異常が認められた場合		
内部設備の固定状況	13	②ポンプ設備の固定状況	ポンプ設備の固定不良	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、		
				放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引	Α	
				ポンプ等をさす。関連する配管及びのバルブを含む	l	
	14	③接触材、ろ材、担体等	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、			
	''	の固定及び保持状況	破損、脱落、流出等がある		Α	
				ば - 与外型には 明末十九の与初年 - 上口・7 年十		
	15	④ばっ気装置の固定状況	散気装置の欠落、破損、固定不良、	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を	Α	
		_	空気配管途中の支持具の破損等	含む。		
	16	⑤攪拌装置の固定状況	攪拌装置の欠落、破損、固定不良	A:凝集工程の急速、緩速攪拌装置、脱窒槽等の攪拌		
				装置の場合	А, В	
				B:流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の 場合	Α, Β	
	17	⑥汚泥返送装置及び汚泥	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の欠	- 汚泥返送装置又は汚泥移送装置には、エアリフト		
	''	移送装置の固定状況		ポンプを用いている場合、関連する空気配管を含む。		
		与近衣屋の固た状況			Α	
			移送管の破損、固定不良	排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、		
				この項目に準じてチェックする。		
	18	⑦循環装置の固定状況	循環装置の欠落、破損、固定不良	分水計量装置及び循環用ポンプは、この項目に準ずる	Α	
	19	<ul><li>⑧逆洗装置及び洗浄装置</li><li>の固定状況</li></ul>	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、 固定不良		А	
	20	⑨膜モジュールの固定状況	膜モジュールの欠落、破損、固定不良	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況の項目に 準じてチェックする。	А	
	21	<ul><li>⑩消毒設備の固定状況</li></ul>	消毒装置の欠落、破損、固定不良		Α	
	22	①対毒設備の固定状況	越流せきの欠落、水平の狂い、破損、		<del>  ^</del>	
	22	①極派 とこの固定1人が	変形		Α	
	23	⑩隔壁、仕切板及びK流管	破損又は著しい変形		Α	
	24	③その他の内部設備の	固定不良、欠落、破損	本固定状況の中には、流量調整槽の分水計量装置、		
		固定状況		計測機器、警報装置、		
				制御盤、操作ラベルの等の固定状況のチェックを含む。		
			1	A:流量調整槽の分水計量装置、集水装置、計測機器	A, B	
			1	操作ラベルの場合		
				B:A以外の場合		
<b>小空に広りするからり</b> い		①机型坦子 <b>2.1</b> 25	In TO 186. L. to 71.11.66.44 Area		<del> </del>	
投置に係るその他の状況	25	①設置場所の状況	処理機能上あるいは維持管理上、不	雨水が停滞しやすい又は通気性が悪い場所での設置	Α	0
			適切な場所に設置されている。	により、処理機能へ影響を及ぼすことがある。	<u> </u>	
	26	②流入管渠及び放流管渠	流入管渠又は放流管渠の未接合が認			
		の設置状況	められる。放流先の水位との落差が不		Α	0
			十分で、放流水の逆流			
	27	③送風機の設置状況	送風機の未設置や取り付け不良. 空気	送風機本体から槽本体の接続部までの空気配管、防		
	"	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	配管の露出や過長が認められる。	水、予備コンセントやアースのチェックを含む。ただし、		
			11に自い路山 で廻技が認められる。		١	_
				アースの不必要なものもある。	A, B	0
	1	i	İ	A:送風機の未設置の場合	1	
	ļ		1	7.1.2.3.100 (A)		

#### 2. 設備の稼動状況

項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	対象外
ポンプ、送風機及び駆動装	28	①ポンプの稼動状況	揚水能力の不足、故障等	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、		
置の稼動状況				放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引	В	
				ポンプ等をさす。関連する配管及びバルブ		
	29	②送風機の稼動状況	送風量の不足、故障等		В	0
	30	③駆動装置の稼動状況	故障、破損等	駆動装置とは、スクリーンの自動掻き揚げ機、	В	0
				破砕機等を含む。		
ばっ気装置及び攪拌装置	31	①ばっ気装置の稼動	空気供給量の調整不能、散気装置の	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を	В	
の稼動状況		状況	閉塞又は破損等	含む。		
	32	②攪拌装置の稼動状況	攪拌装置の能力不足、故障等		В	
汚泥返送装置、汚泥移送	33	①汚泥返送装置及び汚泥	汚泥返送装置又は汚泥移送装置、返	汚泥返送管又は汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞		
装置、循環装置、逆洗装置	環装置、逆洗装置 移送装置の稼動状況 送用又は移送用送風機等の故障、調整 状況のチェックを含む。		В			
及び洗浄装置の稼動状況			不能、設定不良	排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、		
	この項目に準じてチェックする。					
	34	②循環装置の稼動状況	循環装置の故障、調整不能、設定不良	循環装置とは、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造		
				方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)におい		
				て循環装置として規定されているものをさす。例えば、	_	
				汚泥移送装置を常時稼動させている場合は①の部分で	В	
				チェックする。分水計量装置、循環ポンプについては		
				この項目に準じてチェックする		
	35	③逆洗装置及び洗浄装置	逆洗装置又は洗浄装置の故障、調整			
		の稼動状況	不能		В	
膜モジュールの稼動状況	36	①膜モジュールの稼動状況	膜の透過水量の著しい低下、差圧・水	主として透過水量、水質からチェックする。	_	_
			位の著しい上昇、透過水の懸濁等		В	0
制御装置及び調整装置の	37	①制御装置の稼動状況	タイマー、スイッチ等の設定不良、故障	制御装置については、シーケンス、タイマー、水位セン	В	_
稼動状況			が認められる	サー等の設定状況をチェックする。	"	0
	38	②調整装置の稼動状況	分水計量装置のせき高の調整不能、	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、		
			電磁弁や電動弁の故障	電動弁、集水装置等をさす。	В	0
生物膜又は活性汚泥の	39	①生物膜の状況	生物膜の未生化、肥厚化、はく離等	生物膜の付着状況やはく離状況等をチェックする。		0
状況					В	
	40	②活性汚泥の状況	活性汚泥の未生化、活性汚泥量の著し	活性化汚泥の性状や沈降性等をチェックする。		
			い増加等	膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃度範囲		0
				をチェックする。		
			膜分離槽においては、適正な範囲を超え	なお、適正な濃度範囲とは、MLSS3,000~15,000mg/l	_	
			<b>a</b>	を目安とする。	В	0
設備の稼動に係るその他の	41	①その他の設備の稼動	換気設備、照明設備、3次処理装置等に	3次処理装置とは、浄化槽設置届等が提出されているも		
状況		状況	著しい不良	のをさす。消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、計	В	0
'			1	測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等を含む。	1	

#### 3. 水の流れ方の状況

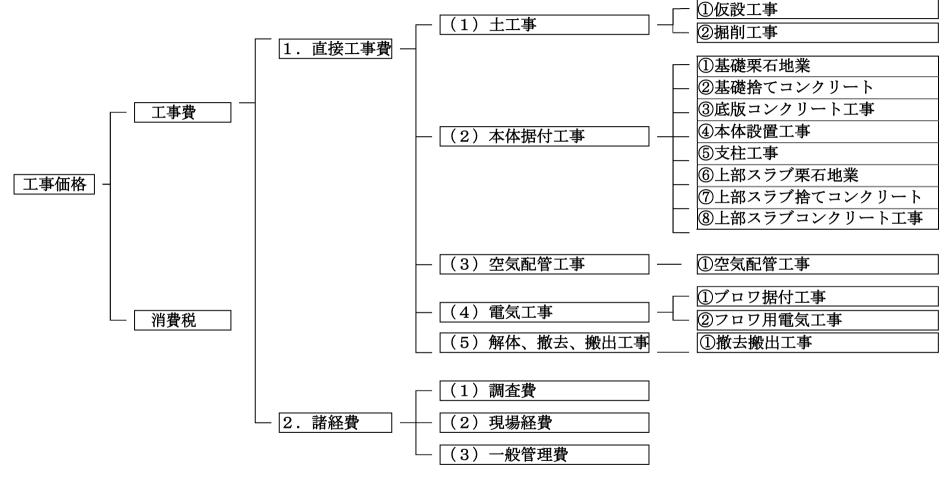
項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	対象外
管渠、弁及び各単位装置	42	①流入管渠(路)の水流	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や	流入管渠には、油脂分離槽を含む。	В	0
間の水流の状況		の状況	汚泥の堆積等が認められる。		Ь	
	43	②放流管渠(路)の水流	管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置	放流管渠には、蒸発散装置や浸透装置を含む。	В	0
		の状況	浸透装置の不良が認められる。		Δ	O
	44	③各単位装置間の水流	移流管の閉塞又は破損、隔壁の破損		В	
		の状況	又は変形		ם	
越流せきにおける越流	45	①越流せきにおける越流	著しく不均等な越流	集水といにける水の流れ方を含む。	В	
状況		状況				
各単位装置内の水位	46	①原水ポンプ槽及び放流	レベルスイッチの設定不良又は異常物			
及び水流の状況		ポンプ槽の水位の状況	の付着による誤作動等により、揚水量		В	0
			の不足が生じ、水位の著しい上昇が認			
			められる			
	47	③嫌気ろ床槽の水位の	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水の	ろ材が充填され、固液分離機能を有する単位装置に	В	
		状況	オーバーフローが認められる	ついては、この項目に準じてチェックする。		
	48	④ばっ気槽の水位及び	ばっ気装置の不良が認められる	脱窒槽、硬化槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、	В	
		水流の状況		膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。	ם	
	49	⑤接触ばっ気槽の水位	水位の上昇や攪拌不良等が認められる	脱窒用接触槽、硬化用接触槽及び再ばっ気槽に	В	
		及び水流の状況		ついては、この項目に準じてチェックする。		
	50	⑥生物ろ過槽、担体流動槽	水位の上昇や攪拌不良等が認められる		В	
		の水位及び水流の状況			Ь	
	51	⑦沈殿槽の水位及び水流	沈殿槽の水位及び水流の異常が認め	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に	В	
		の状況	られる	準じてチェックする。	Ь	
	52	⑧その他の単位装置の	水位及び水流の異常が認められる	ろ材を充填しないて固液分離機能を有する単位装置、		
		水位及び水流の状況		凝集槽については、この項目に準じてチェックする。	В	0
汚泥の堆積状況及び	53	①原水ポンプ槽の汚泥の	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく			
スカムの生成状況		堆積状況又はスカムの	認められる		В	0
		生成状況				
	54	③腐敗室、沈殿分離槽及び	汚泥又はスカムの著しい流出が認め	固液分離機能を有する一時処理装置については、		
		嫌気ろ床槽の汚泥の堆積	られる。	この項目に準じてチェックする。	В	0
		状況又はスカムの生成状況				
	55	④ばっ気槽及び接触ばっ気	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく	脱窒槽、硬化槽、脱窒用接触槽、硬化用接触槽、再ばつ		
		槽の汚泥の堆積状況又は	認められる	槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、回転板接触	В	0
		スカムの生成状況		膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。		
	56	⑤生物ろ過槽及び担体	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく			
		流動槽の汚泥の堆積	認められる			
		状況又はスカムの生成			В	0
		状況				
	57	⑥沈殿槽の汚泥の堆積	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じて		
		状況又はスカムの生成	認められ、流出するこが明らかである。	チェックする。	В	0
		状況				
	58	⑦消毒槽の汚泥の堆積	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく			
		状況又はスカムの生成	   認められ、流出することが明らかである。		Α	0
		状況				
	59	⑨放流ポンプ槽の汚泥の	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく			
		堆積状況又はスカムの	   認められ、流出することが明らかである。		Α	0
	1	生成状況				
		エババル	l .			
水の流れ方に係るその他の	60	①汚泥の流出状況	放流先へ汚泥の著しい流出が認め	原則として、放流管渠の途中の最初の点検弁でチェック	Α	0

#### 4. 使用の状況

項目	整理NO.	審査項目	状況 1	状況 2	重要度	対象外
特殊な排水等の流入状況	61	①油脂類の流入状況 油脂類の著しい流入が認められる		В	0	
	62	②処理対象以外の排水の	特殊な排水の著しい流入が認められる	配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の		
		流入状況		場合において、特殊な排水の流入状況についてチェック	В	0
				する。		
異物の流入状況	63	①異物の流入状況	異物の著しい流入が認められる		В	0
使用に係るその他の状況	64	①流入汚水量、洗浄用水	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい	A:流入汚水量の過多の場合	^ D	0
		等の使用状況	過多又は過小が認められる	B: その他の場合	A,B	

#### 修補積簋基準

#### 保証工事費 構成図



- <別途工事> 浄化槽本体価格 及び 以下の工事は別途工事とし、本工事費には含まないものとする。
  - 特殊地盤時の水替え工事、浮上防止工事、岩盤掘削工事。

  - ・流入配管工事、放流配管工事、勾配が十分とれないためのピット工事、原水ポンプ槽工事、放流ポンプ槽工事。・浄化槽に特殊外圧がかかるときの補強工事、擁壁工事、山止め工事、杭地業工事、その他特殊条件の地域での工事。
  - ・既設構造物・植栽等の移設・撤去工事、既設の便槽撤去及び汲み取り料金、既設排水管等の撤去工事、地下埋設物の移設・撤去工事。
  - ・市町村等による特別指定条件のある工事。
  - ・その他、凍結・積雪対策工事、地下室、地上設置工事、耐圧マンホール工事、臭突工事。

#### 浄化槽機能保証制度関係規程

平成 5 年 6 月 1 1 日 初版発行 平成 9 年 1 0 月 1 5 日 改訂版発行 平成14年12月15日 三訂版発行 平成20年7月31日 四訂版発行 平成22年6月30日 五訂版発行 平成 2 3 年 4 月 1 日 六訂版発行 平成25年10月1日 七訂版発行 令和3年5月26日 八訂版発行

#### 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

東京都新宿区市ヶ谷八幡町 1 3 東京洋服会館 7 F

TEL 03 (3267) 9757 FAX 03 (3267) 9789

# 北海道浄化槽協会関係

#### 北海道浄化槽機能保証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽機能保証制度規約(以下「規約」という。)に基づき、公益社団法人北海道浄化槽協会(以下「この法人」という。)と一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。)が行う浄化槽機能保証制度(以下「保証制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請等の事務)

第2条 規約に基づく事務処理について、この要綱に定めのないものは、全浄連の浄化槽機能保証制度規約施行細則(以下「施行細則」という)によるものとする。

(保証登録の申請)

- 第3条 本制度により保証登録を受けようとする浄化槽工事業者は、別表1に定める保証 登録手数料(全浄連規約第14条に定める保証登録料及びこの法人の保証業務手数料) を添えてこの法人に登録申請するものとする。
- 2 この法人の事務局は、申請書の記載事項を確認の上、4枚綴りの申請書類すべてに保 証登録番号を記入・押印後、申請書を受理するとともに、保証登録証2枚(当該浄化槽工 事業者用、市町村用)及び登録済証シール(別紙1)を申請者に、保証登録証1枚(設置 者用)を設置者に交付するものとする。
- 3 申請者(工事業者)は、必要に応じて保証登録証(市町村用)を市町村に提出すると ともに、登録済証シールを浄化槽周辺の見やすいところに貼付する。
- 4 この法人の事務局は、受理した申請書を整理して11年間保存するものとする。

(保証申立てへの対応)

第4条 規約に基づく保証の申立ては、施行細則第11条に基づき運用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、この法人の会長が定めるものとする。

附則 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、2021年3月18日から施行する。

別表1 (第3条第1項関係)

	浄化槽1基	基につき	内訳			
			保証登録料	保証業務手数料		
	会員業者					
保証登録	3,	800円	800円	3,000円		
手数料	一般業者					
	9,	800円	800円	9,000円		
	保証登録料:全浄連規約第14条による					
	保証業務	手数料				

#### 別紙1



#### 北海道地方保証制度審查委員会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、浄化槽機能保証制度規約(以下「全浄連規約」という。)第16条第 2項の規定に基づき、公益社団法人北海道浄化槽協会(以下「この法人」という。)が設 置する北海道地方保証制度審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要 な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、この法人の長から付託された案件について、当該浄化槽の機能異常の 原因者の特定、当該浄化槽の機能の正常化のために講ずべき措置の内容の検討等を行う。

(議案等の通知)

第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議案を 委員に通知するものとする。

(定足数)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(審査)

- 第5条 委員会が行う審査の内容は、付託された案件の状況に応じ、次のとおりとする。
  - 一 この法人の事前の調査により、原因者が特定できなかった案件については、全 浄連規約施行細則第11条第2項に定める審査基準を踏まえ、より専門的な立 場から原因者の特定に努める。
  - 二 この法人の事前の調査により原因者が当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置を講ずることが著しく困難であると判断された案件については、当該原因者の資産の状況等の把握に努め、この法人の事前の調査による判断の妥当性を審査する。
  - 三 この法人の事前の調査により原因者と考えられる者から異議が唱えられた案件については、この法人の事前の調査の内容と当該異議の内容を比較検討しこの法人、の事前の調査による判断の妥当性を調査する。
  - 四 前3号の審査にあたっては、これとあわせて当該浄化槽の機能の正常化のため に講ずべき措置の内容について審査する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年10月1日から施行する。

# 参考資料

## 浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領

(目 的)

第1条 本要領は、全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)において行う浄 化槽登録制度の浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業等の対象となる浄化 槽の登録((以下「登録」という。)を行う制度をいう。)に関して必要な事項を定める ことを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 本要領に基づく登録の対象となる浄化槽は、浄化槽法第13条の規定による型式の認定 (以下「型式認定」という。)を受けた浄化槽であって、処理対象人員が50人以下であ るものとする。

(以下省略)

## 浄化槽登録要領施行細則

(目 的)

第1条 本細則は、浄化槽整備事業等に係る浄化槽登録要領(以下「登録要領」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 登録要領第2条に定める適用範囲は、当面、処理対象人員が10人以下の浄化槽に限る ものとする。

(以下省略)

衛 浄 第 24 号 平成5年6月14日

各都道府県浄化槽行政担当部(局)長殿

厚生省生活衛生局水道環境部 環境整備課浄化槽対策室長

#### 小型合併処理浄化槽機能保証制度の活用について

浄化槽行政の推進については、かねてより御高配を賜っているところである。

さて、合併処理浄化槽は、地域における有効な生活排水処理施設であるとの認識のもと、地域住民の強い要望をうけて、各市町村において本格的な設置整備が図られているところである。これは合併処理浄化槽が、下水道と並ぶ恒久的な生活排水処理施設であることが理解されつつあることによるものと考えられる。

このような合併処理浄化槽も、適正な製造、設置及び維持管理が行われてはじめてその本来の機能を発揮し、地域の 生活環境保全に資するものであることから、既に「合併処理浄化槽設置整備事業の推進について(昭和63年9月12日付 け各都道府県知事宛水道環境部長通知)」及び「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について(平成元年2 月8日付け各都道府県浄化槽行政担当部局長宛浄化槽対策室長通知)」により、国庫補助事業の実施にあたり必要な措 置についてお願いしているところである。

一方、合併処理浄化槽は、設置者が主として一般住民であり、また、その製造、設置及び維持管理にあたり浄化槽業 界が大きな役割を果たしていることから、浄化槽に対する信頼を確保する上でこれらの関係者の社会的な自覚と役割が 極めて重要である。

このため、厚生省では、「合併処理浄化槽設置整備事業の推進と浄化槽業界への要請(昭和63年9月16日付け浄化槽 関係団体等宛浄化槽対策室長通知)」により、特に法定検査の結果適正でないとされた合併処理浄化槽について、指定 検査機関、行政機関と浄化槽業界団体の協力により原因を究明すること、原因者が明らかな場合は、その者の負担にお いて速やかに改善するよう浄化槽業界団体が会員を指導すること、原因者が不明な場合は、浄化槽業界団体の責任にお いて速やかに改善措置をとること等について要請を行ったところである。

(助全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。) においては、厚生省のこのような要請を受け、合併処理浄化槽の機能について、施工業者、製造業者等の立場で一定の保証を行う制度が検討され、その結果、合併処理浄化槽設置整備事業により設置される合併処理浄化槽を対象とする標記の制度が、この7月1日から実施されることとなり、平成5年6月11日付け「小型合併処理浄化槽機能保証制度の実施について」により、全浄連会長から当職宛協力依頼が行われたところである。

厚生省としても、本制度による機能保証は、合併処理浄化槽に対する設置者及び市町村の信頼を確保する上で有効であり、また、今後の合併処理浄化槽設置整備事業の一層の推進に役立つものと考えているので、各都道府県におかれては、本制度の趣旨及び内容を十分御理解いただくとともに、本制度が適切かつ円滑に実施され、積極的に活用されることにより所期の目的が達成されるよう、各都道府県浄化槽協会等に対する指導、助言及び支援方よろしくお願いする。

また、合併処理浄化槽設置整備事業を実施する貴管下市町村に対しては、本制度の趣旨の徹底及び指導をあわせてお願いする。

衛 净 第 13 号 平成12年 3 月24日

各都道府県浄化槽行政主管部(局)長殿

厚生省生活衛生局水道環境部 環境整備課浄化槽対策室長

#### 小型合併処理浄化槽の機能保証制度について

浄化槽行政の推進については、かねてよりご高配をいただいているところである。

さて、合併処理浄化槽は、適正に製造・設置及び維持管理がされてはじめて所期の機能が発揮されるものである。

そのため、合併処理浄化槽に機能異常が生じた場合、原因者が明らかな場合は、その者の負担において、原因者が不明な場合は、浄化槽業界団体の責任において、速やかに改善措置を講じることが合併処理浄化槽に対する設置者及び市町村の信頼を確保する上で有効である。

小型合併処理浄化槽の機能保証制度は、このような趣旨から、平成5年度に他全国浄化槽団体連合会により創設されたものであり、厚生省においても、本制度の積極的な活用等を図ってきたところである。本制度については、既に関係者に広く周知され、制度としてほぼ定着してきたこと等から、平成9年度から補助対象となる合併処理浄化槽の要件から除外する一方、合併処理浄化槽設置整備事業を実施する市町村に対しては、引き続き本制度の趣旨の徹底及び指導をお願いするとともに、毎年開催している全国厚生関係部局長会議等で、市町村における積極的な活用について御協力をお願いしているところである。

このように、本制度は、今後の合併処理浄化槽の一層の整備推進の上で重要なものであり、各都道府県におかれては、 改めて本制度の趣旨及び内容を十分ご理解頂くとともに、再度、貴管下市町村においては、積極的に活用されるよう引き続きご協力をお願いする。

なお、平成12年度合併処理浄化槽設置整備事業の内示においては、機能保証制度の活用が低調な市町村のうち、特に利用率の著しい低い市町村に対しては、優先配分に相当する額を留保して内示額としたところであるが、今後においては、国庫補助の優先配分にあたって十分考慮して参りたいと考えているので、貴管下市町村への周知方よろしくお願いする。

環 廃 対 第 109号 平成15年 2 月14日

各都道府県浄化槽行政主管部 (局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室長

#### 小型合併処理浄化槽の機能保証制度について

浄化槽行政の推進については、かねてよりご高配をいただいているところである。

さて、浄化槽は、適正に製造、設置及び維持管理が行われてはじめてその本来の機能が発揮されるものである。

このため、浄化槽に機能異常が生じた場合に、原因者が明らかな場合は、その者の負担において、原因者が不明な場合は、浄化槽業界団体の責任において速やかに改善措置をとることが、浄化槽に対する設置者及び市町村の信頼を確保

する上で有効である。小型合併処理浄化槽の機能保証制度は、このような趣旨から、平成5年度に(他全国浄化槽団体連合会により創設されたものであり、環境省(前厚生省)においても、本制度の積極的な活用等を推進してきたところである。

今般、平成14年10月に地方保証制度審査会への事務委任等制度の見直しが行われたところであり、各都道府県におかれては、本制度の趣旨及び内容を十分御理解頂くとともに、再度、貴管下市町村において本制度の活用について、引き続き御協力、御指導方お願いする。